

令和4年度機動調査に係るフォローアップ調査の結果 【山形大学】

令和6年3月25日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、令和4年度機動調査に係るフォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

2. 調査対象・内容等

【調査対象】

○令和4年度機動調査の結果、管理条件を付与された山形大学

【調査内容】

○機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について確認した。

【調査体制・方法】

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」及び「面接調査」を実施した。

3. 調査経過

令和5年 3月 9日	有識者会議	フォローアップ調査の実施方針の審議・決定
令和5年 3月 20日	管理条件の付与通知	フォローアップ調査開始
令和5年 4月 28日	大学から履行計画の提出	
令和5年 6月 30日	進捗状況報告1回目	
令和5年 9月 29日	進捗状況報告2回目	
令和5年 12月 22日	進捗状況報告3回目	
令和6年 2月 22日	面接調査の実施	
令和6年 3月 19日	フォローアップ調査報告書の提出	

4. 調査結果の総合所見

- 令和4年度機動調査結果に基づくフォローアップ調査において、山形大学に対し、「不正発生要因の分析、リスクマネジメントを踏まえた不正防止計画への反映」、「最高管理責任者と部局長、内部監査部門及び監事との連携強化ならびに組織的牽制機能の充実」及び「不正を起こさせない組織風土の形成」を改善事項とし、その履行期限を令和6年3月19日とする管理条件（改善事項）を付与した。
- 本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って四半期ごとに進捗状況報告の提出を求め、書面調査を実施し、それらの結果を踏まえて面接調査を実施した上で、有識者会議の意見も踏まえ、改善事項が着実に履行されていることを把握した。
- したがって、山形大学に付与した管理条件（改善事項）を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり。

5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

令和4年度機動調査に係るフォローアップ調査結果

機 関 名	山形大学
-------	------

【総合所見】

本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って適切に履行に取り組み、改善事項について履行されていることを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

今後も、各種の取り組みを確実に継続することにより、「不正を起こさせない組織風土の形成」のため「教職員の意識改革」を進めることが求められる。

【機関に付与した管理条件】

改善事項：

○ 令和3年12月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。

- ・ 山形大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。
- ・ 最高管理責任者は部局長（コンプライアンス推進責任者、副責任者）、内部監査部門及び監事との連携を更に強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
- ・ 不正を起こさせない組織風土を形成するため、コンプライアンス教育及び啓発活動を評価
 - ・ 整理し、教職員の意識改革に資する実効性のある取組として実施すること。
- ・ 再発防止策には、具体的な数値指標を設け取り組むこと。

履行期限：令和6年3月19日

【管理条件（改善事項）に係る実施状況】

- ・山形大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。

① 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

山形大学における不正事案の発生要因、昨年度実施した学内でのモニタリング及び内部監査の結果を踏まえ、令和5年4月に不正防止計画を改定し、当該不正防止計画のもとで、今年度もモニタリングを実施した。モニタリングは、不正防止計画に沿ったリスクマネジメントが行われているかどうかを自己チェックする観点から、従前の実施方法を改め、部局ごと、かつ、通年での実施とした。

各部局は、6月以降毎月、新たに設けた教育研究不正防止計画実行会議において実施状況を報告するとともに、適正経理管理室においては、9月と12月の2回にわたってモニタリングの実施状況調査を実施した上で、内部監査においてもこれら一連の対応に係る監査を実施した。

以上の取り組みにおいて抽出された不正発生要因や内部監査の結果及び意識調査のためのアンケートの分析結果等を反映させた形で、令和6年3月に、再度、不正防止計画の改定が行われたことを確認した。

- ・最高管理責任者は部局長（コンプライアンス推進責任者、副責任者）、内部監査部門及び監事との連携を更に強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。

② 最高管理責任者と内部監査部門、監事との連携強化

最高管理責任者は、令和5年4月から毎月、監事との意見交換会を実施し、内部監査やモニタリングの実施上の問題点等に関する議論を行った。これに加えて監事は、役員朝の会や適正経理管理室会議、年2回実施される最高管理責任者、統括管理責任者と会計監査法人で組織する連絡協議会（四者協議会）に出席して、履行計画や公的研究費の適正管理に係る情報共有や意見交換を行ったことを確認した。

③ 最高管理責任者と部局長（コンプライアンス推進責任者、副責任者）との連携強化

最高管理責任者は、令和5年7月と12月の2回にわたり、4つのキャンパスの各部局を訪問して「キャンパス執行部と学長・理事との情報交換会」を開催し、研究費不正対応に係る意見交換を行った。また、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等を構成員とする「教育研究費不正防止計画実行会議」を新たに設け、5月から毎月開催された会議の中で、履行計画の進捗状況をはじめ、学内でのモニタリングの実施状況に係る共有等を行ったことを確認した。

④ 内部監査部門の牽制機能の強化

内部監査を担う監査室においては、令和5年6月から10月にかけて、学外の公認会計士との意見交換を行い、内部監査を行う上でのポイントや問題点を整理したほか、監査業務を行う職員の増員を行って体制強化を図るとともに、公認会計士や監事の助言を受けて、内部監査要領を策定したことを確認した。

- ・不正を起こさせない組織風土を形成するため、コンプライアンス教育及び啓発活動を評価・整理し、教職員の意識改革に資する実効性のある取組として実施すること。

⑤ 不正を起こさせない組織風土の形成

8月を除く毎月、教育研究評議会の中で最高管理責任者及び統括管理責任者から、学内における不正再発防止に関する取組みや本学及び他機関で発生した不正事案等の説明・注意喚起を行うとともに、これらの内容については、評議会後に開催される全部局の教授会においても報告・共有が行われていたことを確認した。

⑥ 不正防止強化月間の内容の検討

9月を不正防止強化月間と位置付け、期間中に意識調査のためのアンケート（下記⑧参照）、コンプライアンス教育研修（理解度テスト及び誓約書の提出を含む、下記⑦参照）、研究費の使用ルール等に関する集中相談、啓発活動の強化等の取組みを進めたことを確認した。

⑦ コンプライアンス教育研修の確実な実施

コンプライアンス教育研修を令和5年8月1日から9月20日にかけて実施した。実施に当たっては、オンライン研修教材及び理解度確認用のテストを準備し、テストについては80%以上の正答率をもって合格とした。実施に当たっては、大学ホームページ上での学長メッセージの公表のほか、各部局内においてもメールによる周知を行ったことに加え、受講状況の共有を随時行ったことにより、期間内に研修とテスト双方において100%の受講率を達成したことを確認した。

⑧ 競争的研究費使用に関する意識調査

意識調査のためのアンケートについては、監査部門や学外の公認会計士からの助言等を受けながら、実施内容や方法の全面的な見直しを行った上で、令和5年8月から9月にかけて実施した。その際、教授会、学内メール及びポスター掲示等により、教職員への周知、コンプライアンス推進責任者から未受講者への督促を行うことで、回答率100%を達成したことを確認した。

実施したアンケートについては、分析・検証を行い、回答状況が芳しくない設問を洗い出した上で、それらに関する啓発資料を作成し、学内での周知を行うとともに、大学ホームページ及び4キャンパス全ての部局の教授会において、学長メッセージの発信を行った。その後、12月にアンケートを再度実施し、回答率100%を達成した上で、内容分析の結果、啓発活動等を追加的に実施した設問を中心として、理解度の向上が見られたことを確認した。

⑨ 規定順守の誓約書に基づく競争的研究費の申請制限

学内規程においてコンプライアンス教育研修を受講し、受講内容を遵守する旨の誓約書を最高管理責任者に提出するとともに、誓約書の提出がない場合には教育研究費等の応募申請を不可とするとともに、運営・管理に関わることができない旨を定めていることを確認した。このもとで、令和5年8月から9月にかけて実施されたコンプライアンス研修において、受講対象者全員から誓約書の提出を受けたことを確認した。

⑩ 履行計画の確実な実施

令和5年4月から5月にかけて、役員会、教育研究評議会等の学内会議において、学内教職員に対し、本件履行計画に係る説明・周知を行ったことを確認した。

⑪ 最高管理責任者の決意表明と啓発メッセージ発信

令和5年5月に最高管理責任者（学長）の決意表明を大学ホームページに掲載するとともに、全教職員に対してメールでの周知を行った。また、6月から7月にかけて、最高管理責任者（学

長)は4キャンパス全ての部局の教授会に出席のうえ、決意表明を行ったことを確認した。

上記に加えて、8月から9月にかけて実施した意識調査の結果、回答状況が芳しくない内容の周知徹底を行うため、11月に再度、大学ホームページ及び4キャンパス全ての部局の教授会において、学長メッセージの発信を行ったことを確認した。

・再発防止策には、具体的な数値指標を設け取り組むこと。

上記①～⑪中の下線箇所について、予め数値目標を設定した上で、取り組みを行ったことを確認した。